

## 厚木市職員の勤勉手当の成績率等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年厚木市規則第8号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、勤勉手当の成績率（以下「成績率」という。）の基準及び適用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (成績率の標準)

第2条 次条から第5条までの規定に該当する場合を除くほか、規則第14条に規定する成績率は、次に掲げる職員の区分ごとに定められた率を標準とする。

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員以外 100分の105
- (2) 特定任期付職員 100分の87.5
- (3) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の50

### (懲戒処分等を受けた場合)

第3条 職員が基準日以前6箇月以内の期間において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項の規定による免職又は第29条第1項の規定による懲戒処分（免職を除く。）を受けた場合の成績率は、次の各号に掲げる事由に応じて当該各号に定める割合を前条各号に定める標準の成績率から減じて得た割合とする。

- (1) 免職 100分の30
- (2) 停職 100分の35
- (3) 減給（第2号に該当する職員を除く。） 100分の25
- (4) 戒告（第2号及び第3号に該当する職員を除く。） 100分の20

### (欠勤の場合)

第4条 職員が基準日以前6箇月以内の期間において厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（昭和43年厚木市規則第26号）第19条第1項の規定する欠勤をした場合の成績率は、第2条各号に規定する成績率から、次の各号に掲げる欠勤の期間（時間を単位とした欠勤の場合は、7時間45分をもって1日とする。）に応じて当該各号に定める割合を減じて得た割合とする。

- (1) 3日以下 100分の10
- (2) 3日を超え6日以下 100分の12
- (3) 6日を超え9日以下 100分の14
- (4) 9日を超え12日以下 100分の17
- (5) 12日を超える期間 100分の20

### (勤務成績優良又は不良の場合)

第5条 前2条に定めるもののほか、市長が勤務成績優良又は不良と認めた場合の成績率は、その都度市長が決定する。

### (適用)

第6条 前3条の規定する成績率を適用しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年12月 1 日から施行する。
- 2 厚木市職員の勤勉手当の成績率適用に関する要綱（昭和47年 2 月 1 日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成元年12月 1 日を基準日とする勤勉手当の成績率から適用し、同日前の勤勉手当の成績率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以前に改正前の要綱第 3 条に規定する懲戒処分等を受けた場合の勤勉手当の成績率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以前に改正前の要綱第 3 条に規定する懲戒処分等を受けた場合の勤勉手当の成績率については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年12月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月21日から施行し、平成19年12月 1 日を基準日とする勤勉手当の成績率から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 5 月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月19日から施行し、平成26年12月 1 日を基準日とする勤勉手当の成績率から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月18日から施行し、平成27年12月1日を基準日とする勤勉手当の成績率から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月21日から施行し、平成28年12月1日を基準日とする勤勉手当の成績率から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月20日から施行し、平成29年12月1日を基準日とする勤勉手当の成績率から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月21日から施行し、平成30年12月1日を基準日とする勤勉手当の成績率から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月20日から施行し、令和元年12月1日を基準日とする勤勉手当の成績率から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月23日から施行し、令和4年12月1日を基準日とする勤勉手当の成績率から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月22日から施行し、令和5年12月1日を基準日とする勤勉手当の成績率から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月23日から施行し、令和6年12月1日を基準日とする勤勉手当の成績率から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。